

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月8日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月30日及び同月31日

イ 本監査実施日 平成30年7月24日

（3） 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、契約変更の理由が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該事案について、職員全員と共有するとともに、今後において契約変更を指示する場合は、管理課を回議するなどクロスチェックを導入し、組織的なチェック体制の構築に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月23日及び同月24日

イ 本監査実施日 平成30年7月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 河川占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、64,475円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 新規の調定の際に、調定票の摘要欄に翌年度の調定額を記入し、翌年度の年間調定の際に、河川占用料調定一覧表とチェックすることとした。
イ 工事の執行に当たり、工事変更の時期が不適当なものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 設計積算において、設計積算チェックリストを用いたクロスチェックを導入し、単純ミスの防止に努めることとし、また、設計変更については、複数の監督員が現場の施工状況を確認し、設計書との整合を図り、再発防止に努めることとした。